

平成19年3月15日発行

農林水産政策情報センター

トピックス

千葉県 事前評価結果

千葉県では、平成19年度に実施する施策を立案する段階でこれまでの取組や課題を検証し、目標を設定した上で、適切な施策展開や活動方針を決定する「ちば2007年アクションプラン（案）」の策定に取り組み、同案に掲げる施策・重点事業を立案する段階で事前評価を実施しました。

また、県庁内各課の政策形成能力の向上を図るため、19年度に実施する各課の施策を立案する段階で、事前評価を実施し、その結果を踏まえ、予算編成に取り組みました。各課が所掌する基本施策の評価では、課の使命・役割、施策の概要（その中に「施策の柱」がある）と施策展開について記することとされ、農林水産部安全農業推進課をみると、施策の柱として、ちばエコ農業の推進、食の安全・安心体制の整備、食育の推進・食と農林水産業の理解増進、都市と農山漁村の交流の推進、山間地域等の活性化及び食品リサイクルの推進等があり、施策展開の欄では、施策の柱ごとに予算額、人員、検証指標・手段（現状、目標）が記されています。

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/b_soukei/keikaku/seisaku/h19jizen/h19jizenindex.html

静岡県 外郭団体等の改革

静岡県では、外郭団体（地方3公社及び県出資25%以上の公益法人等）において平成18年度から「外郭団体の点検評価表」を活用して、それぞれの団体の必要性、経営の健全性、透明性を自ら検証した上で、今後の目標を設定し、計画的に改革に取り組むことにしています。点検項目は、必要性の検証で4項目、経営の健全性の検証で11項目（経営状況3項目、実施事業4項目、県支出との関係2項目、管理体制2項目）及び透明性の検証で2項目、総計17項目が設定されています。

農業関係では、必要性の検証で基準を満たしてい

ない団体はありませんが、経営の健全性の検証では、（社）県農業振興公社などの数団体が基準を満たしていないとされています。

<http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/sm-17/4-6.htm>

石川県 行財政改革大綱2007（案）の策定

石川県は、平成19年度から23年度の5年間を実施期間とする行財政改革大綱2007年（案）についてパブリックコメントを実施しました。同案は、一般行政経費の縮減に関して、農業関係では、青果物価格安定化対策補助制度の見直し、県独自の地域の実情にあった農道整備等の整備基準（ローカルルール）の積極的活用、農業機械等整備補助制度、石川21世紀農業育成機構業務及び農業開発公社畜産事業の見直しが含まれています。

<http://www.pref.ishikawa.jp/gyoukaku/pc/index.html>

兵庫県 投資事業評価

兵庫県は、このほど県立施設の建設や道路整備などの投資事業を、事業を実施する前に必要性や効果を客観的に評価することによって、投資効率を高めるとともに、実施過程の透明性を一層向上させることを目的に「投資事業評価」を実施しました。対象となる事業は、総事業費1億円以上の新規事業か、計画策定又は事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業、計画策定又は事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の変化等により評価の必要が生じた事業とされています。

例えば、農林水産部の平成19年度新規事業の「フラワーセンターリニューアル整備事業」は、総事業費約612百万円で、事業目的、事業内容、事業スケジュールを記した「事業の概要」に続いて「基準に基づく評価」では、必要性、有効性・効率性、環境適合性、優先性について評価が行われています。

http://web.pref.hyogo.jp/pa06/pa06_000000002.html

NPOに関する都道府県アンケート結果

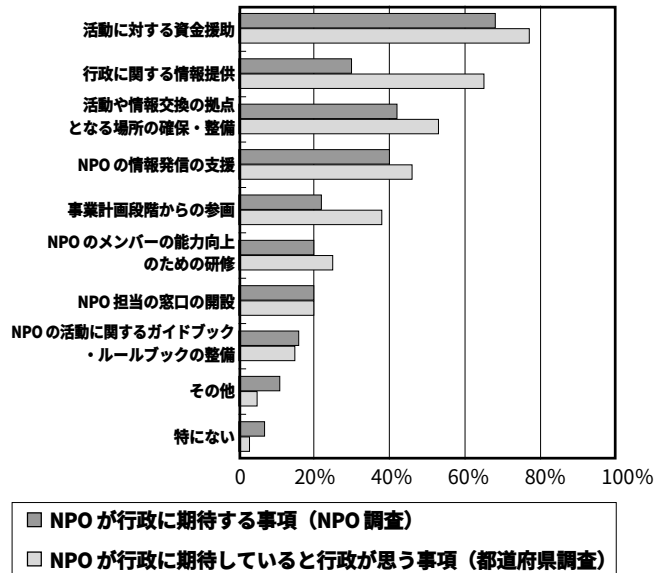
農林水産政策情報センターでは、平成18年12月、都道府県の企画評価関係部局と農林水産関係部局の課（当センター月刊誌AFFPRI reportを送付している課・室・グループ）に対して「NPOと都道府県との関係に関する調査」を実施した。アンケートは、45都道府県、83課から回答があった（回答率88%）。

- 1) NPOとの協働（協力、連携を含む）について、「現在している課」は36%、「現在していないが、今後、そのようにする意思がある課」は29%となっている。アンケートの送付先が両部局とも企画関係課ということもあって、「課の業務は、すべて県庁内で完結するため、県庁外の組織と関係する業務を行っていない」とする回答も22%あった。
- 2) 18年1月から12月の間において課としてNPOに対して何らかの案件を「現在している課」は30課で、そのうち、「補助金・助成金を出している案件がある」が13課、「定期的に情報提供を行っている案件がある」が11課、「共催・後援をしている案件がある」が12課、「施設等を貸している案件がある」が2課となっている。
- 3) NPOとの協働において留意していることは、「対等な立場で対話するように努める」(54%)、「事業の企画段階からNPOと相談する」(41%)、「日ごろからNPOとコンタクトを取るよう心掛ける」(36%)が多い。
- 4) 行政とNPOの協働において、NPO側に問題がある事項としては、「経理等の管理能力の不足」(36%)が最も多く、「企画提案力不足」(20%)や「行政に対する無理解」(17%)、「専門的知識の不足」(15%)もあげられている。
- 5) 民間と協働する場合、「NPOは特別扱いしていない」が3分の2を占め、「なるべくNPOを選ぶようにしている」は6%と少ない。
- 6) 県としてNPOに対してできることは、「行政に関する情報提供」、「NPOの情報発信の支援」、「NPOのメンバーの能力向上のための研修」、「(具体的な)事業計画段階からの参画」が多く、「活動に対する資金援助」も少なくない。
- 7) 図1のように、NPOが行政に期待する事項（農業関係NPOに対するアンケート。75号及び76号で報告）と都道府県がNPOが期待していると思っている事項との間には、多くの事項で類似している。

行政とNPOで大きく異なっているのは、「行政に関する情報提供」で、都道府県はNPOが期待して

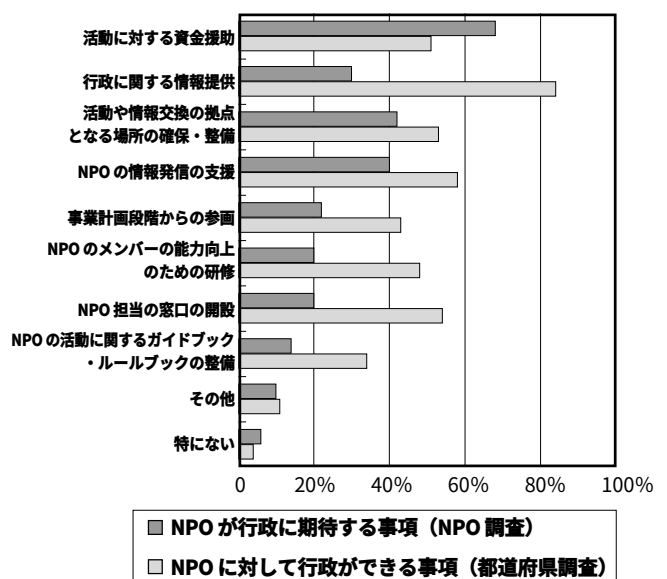
いていると思っているが、NPOはそれほど期待していないという結果になっている。行政情報に関心が薄いNPOがかなり存在していることもあろうが、行政機関のホームページで公開されている行政情報以上の内容の情報を得ることが期待できないとNPOが思っているのではないと思われる。

図1 行政に期待する事項



- 8) しかしながら、図2のように、NPOが行政に期待する事項とNPOに対して行政ができることとの間には、大きな開きが見られる。

図2 NPOが期待することと行政ができること



確かに、「活動に対する資金援助」については、NPOの期待が上回っているが、その他の事項については、行政の方が上回っていることは、行政側の積極的な姿勢を物語っているように思われる。（谷口）

米国における政府業績成果法及びプログラム評価 格付けツールによる政策評価の現状（下）

4. 予算と業績の統合

2001年からブッシュ政権になり、その年の夏に連邦政府の管理の改善のための積極的な（aggressive）戦略として、行政管理予算局（OMB）から大統領管理指針（President's Management Agenda）が打ち出された。その内容は、改善、発展すべき政府全体にわたる管理上の5つの弱点分野に焦点を当てたものであり、その5分野の1つである「予算と業績の統合」（Budget and Performance Integration；BPI）の中核として、OMBから「プログラム評価格付けツール」（Program Assessment Rating Tool；PART）が2002年に提案され、議論の後「2004会計年度予算のためのプログラム業績評価」（Program Performance Assessment for the FY 2004 Budget）として、各省庁の長へOMBの覚書（Memorandum）が発出された。

5. プログラム評価格付けツール（PART）の趣旨

それ以来、PARTは、毎年改定されており、2006年のPARTガイダンスによれば、BPIの役割は、連邦予算が最大限の成果を生み出すことを確実にすることであり、PARTは、それを達成するために省庁とOMBが、どのプログラムがうまく言っているか、何が欠けているか、その全ての業績を改善するために何ができるかを特定するためのツールである。

同じく政府業績成果法（GPRA）との関係については、PARTは、同法の目的を達成するための1つの手段であり、アウトカムを指向した法律の基準に従って注意深く業績指標を開発することを奨励し、省庁の目的が適切に野心的であるよう命じることによって同法の下で業績測定（performance measurement）を強化し、補強するものである。とはいえ、両者の関係は、未だにすっきりしていないようであり、毎年出されるPRATガイダンスには、すべて両者の関係についての記述がある。

6. PARTの内容

PARTでは、連邦プログラムを1,000に分け、第1期である2002年から2006年までの5か年間でそのすべてを評価する（assess）予定である。

PARTは、①プログラムの目的及び設計（Program Purpose and Design）、②戦略計画立案（Strategic Planning）、③プログラム管理（Program Management）、④プログラム成果／説明責任（Program Results/

Accountability）の4項目のいくつかの質問にYes、No等を答えさせて、それにより採点し、合計得点で「効果的」、「やや効果的」、「適切」、「効果的でない」の4段階に分けた格付けを行うことが基本となっている。また、連邦プログラムを次の7類型（type）に分け、その類型に特有の追加的な質問をしている。①直接的連邦プログラム（Direct Federal Programs）、②競争的奨励金プログラム（Competitive Grant Programs）、③一括/定型的奨励金プログラム（Block/Formula Grant Programs）、④規制を基礎においたプログラム（Regulatory-Based Programs）、⑤資産及びサービス調達プログラム（Capital Assets and Service Acquisition Programs）、⑥信用貸しプログラム（Credit Programs）、⑦研究開発プログラム（Research and Development Programs）。

7. PARTによるプログラムの改善

PARTは、プログラムの改善のためのツールであることから、格付けの如何にかかわらず業績を改善するためのフォローアップ活動（Follow-up Actions）を作成しなければならない。また、プログラムが著しく改善された証拠を提示すれば、格付けを改善することもできる再評価を受けることが可能である。

8. PARTの今後の課題

調査者には、次のような課題があると思われた。

（1）PARTを使用したプログラムの事前評価

PARTは実施中のプログラムの改善を目的にしているの、プログラムの事前評価は予定していない。しかしながら、OMBにおいては、一部のプログラムに限っては、その事前評価を、PARTの①と②の質問を使用して行い、提案されたプログラムが適切に設計されているかどうか等を見るようにしている。これはやり始めたところだとの話であったが、農務省においては、実施しておらず、その予定もないとのことであった。

（2）議会との意見の相違

米国では、前回述べたように議会がすべての予算権限を持っており、PARTでの結果にとらわれず、予算決定を行うことができるので、PARTの結果が無視されることがあるようである。

近年、米国議会下院においても、PARTのような手順を法律に入れたプログラム評価及び成果法（Program Assessment and Results Act）が提案されているが、議会における意見の一致を見ていないので、店晒しになっている。（永山）

出張報告

岩手県における政策評価の見直しの状況

平成19年2月に、当センター永山が岩手県庁を訪問し、現在見直しが行われている県の政策評価の状況について、調査した結果を以下に取りまとめた。同庁のご協力に厚く御礼申し上げます。

1. 現行の政策評価の概要

現在、岩手県においては、県総合計画の分野別に実施される施策の評価である政策評価とそれを構成する事務事業の評価が行われている。

政策評価においては、総合計画策定時に政策分野ごとに「主要な指標」及びその目標値を設定し、その指標の達成状況により、計画の進行管理を行うことがその目的の一つとなっている。

事務事業評価は、限られた財源を効果的かつ効率的に活用するために必要性、有効性、効率性の観点から行われる。具体的には、数値目標である事業目標の達成状況を分析し、遅れている理由、目標を見直す必要がないか等を考察する。

事務事業評価においては、事業活動の結果得られる成果を指標にした成果指標（アウトカム指標）を事業目標としており、政策評価とは独立して実施されている。

2. 政策評価等の今後の方向

(2) 岩手県庁としては、現在の評価制度には、次のような課題があると認識している。

- ① 達成状況を総合的に判断することが主眼となり、次の段階の政策立案にうまくつながらない。
- ② 指標や意識調査などのパーツによる分析にとどまり、政策の全体を検証できていない。
- ③ 毎年度改善を図った結果、手法の変更や項目の拡大などで仕事量が増えすぎた。

(2) これらの課題に対し、次のような基本方針で見直すこととしている。

- ① 政策等の進行管理を目的にした評価から政策形成支援型の評価を目指す。

- ② すべての政策等を評価する網羅型から政策等を重点的に評価する重点型とする。
- ③ 分かりやすく記述した県民に読んでもらえる評価とする。
- (3) 具体的には、19年度に策定する予定の「新しい政策推進プラン（仮称）」（以下、「プラン」という。）の推進を支援する機能を評価に持たせることとし、政策形成支援と到達度測定を明確に分離すること及び政策立案の前段階として明確化することを予定している。
- (4) プランの考え方は、「基本政策」として県のあるべき姿の議論から政策推進の基本的な柱を決め、「政策」レベルとして目指すべき姿を、「施策」レベルとして取組みの方向性を、「事業」レベル（プランの記載対象外ではある。）として具体的な取組み内容を上位段階から順次決定することを予定している。
- (5) 政策評価については、これまで4～7月に年1回実施していたものを、「A型」として、10月実施の政策目標及び施策目標の達成度を測定して、政策実現のための施策の妥当性を検証し、取組みの方向性を示す政策形成支援を担うものと、「B型」として、4～5月実施の政策目標及び施策目標の達成状況と方向性を打ち出し、それを議会に報告する達成度測定を担うものに分けることを予定している。
- (6) 事務事業評価についても、現年度の10月に実施し、結果を次年度予算に直結させるとともに、翌年4月に前年度の実績と施策への貢献状況をチェックする方式とする。また、何のためにこの事業を実施するのかの位置付けを事前に確認する（事前評価的ステップ）。評価方法は、これまでの効率性や効果などの視点に加え、上位の施策の推進の観点から貢献度等を分析し、連動性を持たせながら、事業内容の見直しや事業間のウェイトの変更などを可能にする。
- (7) 以上の評価の見直しは、その基礎となるプランが19年度策定予定であるので、20年度実施予定とのことであり、その完成が待たれる。（永山）

編集後記

本誌も77号になりました。7は、東西を問わず「めでたい」数です。

本誌やセミナーなどで紹介してきました「戦略計画」と「ロジックモデル」は、私には天地がひっくり返るほどの驚きでした。当初、二つは別のものと受け止めていましたが、実は、同じことを求めていることに気がついたとき、行政経営手法の深さを知りました。わが国でも、簡明なロジックモデルは、説得力が認められるようになり、ようやく普及し始めたと思っています。

内外の人たちに支えられ、7が二つ重なる充実した歳月を送ることができました。ありがとうございました。（谷口）

AFFPRI report

平成19年3月15日 No.77
(財)農林水産奨励会・

農林水産政策情報センター
〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13
三会堂ビル 9階

TEL 03・3568・2107

FAX 03・3568・2108

URL <http://www.affpri.or.jp/>